

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC（以下「本件会社」という。）に雇用され、予約電話の受付業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、本件会社事務所裏において、荷物を置いた際に2段に重ねられたテーブルの角で右眼を強打し（以下「本件負傷」という。）、同日、D病院に受診し「右眼球打撲傷」と診断された。

その後、請求人は、E病院、F病院にも受診し、加療した結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、請求人の給付基礎日額を〇円とした上で、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、本件負傷に係る休業補償給付の支給に関する給付基礎日額の

変更処分について再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付でこれを棄却した（以下「平成〇年労第〇号裁決」という。）。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争点

本件の争点は、①請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否か、②障害補償給付の支給に関する給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

（略）

### 2 当審査会の判断

#### （1）請求人の障害等級について

ア 請求人は、申立書において、請求人には、右眼の視力障害、右眼の視野障害、左眼の視力障害に準ずる障害及び左眼の神経症状が残存している旨主張しているので、当審査会において、改めて、上記申立書添付の資料を含む一件記録を精査したところ、G医師の診断及びH医師の意見等医学的所見に基づく決定書理由第2の2の（2）の説示は妥当であり、当審査会としても、請求人には、右眼の視力障害及び視野障害が残存するも、その障害の程度は、障害等級第9級「1眼の視力が0.06以下になったもの」及び障害等級第13級の2「1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの」に該当するものと判断する。したがって、これらを労働者災害補償保険法施行規則第14条第3項に基づき併合すると、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第8級に該当するものと判断される。

イ なお、請求人は、左眼についても右眼同様の障害が生じている旨主張しているが、同主張は医学的根拠を欠くものと言わざるを得ず、採用することはできない。

ウ さらに、請求人は、上記申立書添付の資料をもって、上記決定書の説示は事実と相違している旨主張しているところ、当審査会の判断は上記アのとおりであり、同主張についても採用することはできない。

(2) 請求人の給付基礎日額について

請求人は、始業前における早出残業が時間外労働分に参入されておらず、結果として、給付基礎日額を算定すべき賃金の総額が不足している旨主張しているが、当審査会の判断は、平成〇年労第〇号裁決において説示するとおりであり、請求人に算定されていない時間外労働があるとは認められないことから、監督署長が算定した請求人の給付基礎日額〇円は適正な額であると判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第8級を超えるものとは認められず、監督署長が給付基礎日額を〇円と算定して請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。